

平成26年4月25日

原子力規制委員会
原子力規制庁放射線防護対策部
原子力防災政策課長
森下 泰 殿

独立行政法人日本原子力研究開発機構
敦賀本部 高速増殖炉研究開発センター
所長 齋藤 伸三

「高速増殖炉研究開発センター原子力事業者防災業務計画」の
読み替えについて(連絡)

平成25年12月19日付けで提出した「高速増殖炉研究開発センター原子力事業者防災業務計画」につきまして、平成26年4月16日付け独立行政法人日本原子力研究開発機構の組織改正に伴い、今後、添付資料のとおり読み替えて防災業務を遂行しますので、ご連絡いたします。

添付資料

- ・「高速増殖炉研究開発センター原子力事業者防災業務計画」読み替え表

以上

「高速増殖炉研究開発センター原子力事業者防災業務計画」読み替え表

No. 1

読み替え前（平成 25 年 12 月 19 日修正）	読み替え後（平成 26 年 4 月 16 日以降適用）	理 由
(第 1 章省略) 第 2 章 原子力災害事前対策の実施 第 1 節 原子力防災体制等の整備 1. 体制の区分 (1) 警戒体制 警戒事象が発生したとき又は原子力規制庁から警戒事態の発生について連絡を受けたときは、要員参集、情報収集及び連絡体制の構築を図ることにより初期対応を確実かつ円滑に行うため、警戒体制を設ける。 (2) 原子力防災体制 原子力災害が発生するおそれがある場合又は原災法第 10 条第 1 項に基づく特定事象が発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、原子力防災体制を設ける。 2. 原子力防災組織、原子力防災要員等 (1) FBR センター a. 原子力防災管理者は、FBR センターに別図 2-1-1 に定める原子力防災組織を設置する。 b. 原子力防災組織は、この計画に従い、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行う。 c. 原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員から原子力防災要員を選任するものとし、その原子力防災要員は原子力災害が発生した場合、直ちに別表 2-1-1 に定める業務を行う。 d. 原子力防災管理者は、原子力防災要員を置いたとき又は変更したときは、所定の手続きにより様式 2-1-2 を用いて、配置又は変更した日から 7 日以内に原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長及び関係周辺都道府県知事に届け出る。 e. 原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員のうちから、次の職務を実施するための派遣要員をあらかじめ定めておくとともに、敦賀本部からの派遣要員を確認しておく。 (a) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策への協力 (b) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害中長期対策への協力 (c) 他の原子力事業所及び事業所外運搬に係る緊急事態応急対策への協力 (2) 敦賀本部	(第 1 章省略) 第 2 章 原子力災害事前対策の実施 第 1 節 原子力防災体制等の整備 1. 体制の区分 (1) 警戒体制 警戒事象が発生したとき又は原子力規制庁から警戒事態の発生について連絡を受けたときは、要員参集、情報収集及び連絡体制の構築を図ることにより初期対応を確実かつ円滑に行うため、警戒体制を設ける。 (2) 原子力防災体制 原子力災害が発生するおそれがある場合又は原災法第 10 条第 1 項に基づく特定事象が発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、原子力防災体制を設ける。 2. 原子力防災組織、原子力防災要員等 (1) FBR センター a. 原子力防災管理者は、FBR センターに別図 2-1-1 に定める原子力防災組織を設置する。 b. 原子力防災組織は、この計画に従い、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行う。 c. 原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員から原子力防災要員を選任するものとし、その原子力防災要員は原子力災害が発生した場合、直ちに別表 2-1-1 に定める業務を行う。 d. 原子力防災管理者は、原子力防災要員を置いたとき又は変更したときは、所定の手続きにより様式 2-1-2 を用いて、配置又は変更した日から 7 日以内に原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長及び関係周辺都道府県知事に届け出る。 e. 原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員のうちから、次の職務を実施するための派遣要員をあらかじめ定めておくとともに、敦賀本部からの派遣要員を確認しておく。 (a) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策への協力 (b) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害中長期対策への協力 (c) 他の原子力事業所及び事業所外運搬に係る緊急事態応急対策への協力 (2) 敦賀本部	変更なし

「高速増殖炉研究開発センター原子力事業者防災業務計画」読み替え表

No. 2

読み替え前（平成 25 年 12 月 19 日修正）	読み替え後（平成 26 年 4 月 16 日以降適用）	理 由
a. 敦賀本部長は、別図 2-2-2 に定める敦賀対策本部を設置する。 b. 敦賀対策本部の組織は、この計画に従い、敦賀本部における緊急事態応急対策活動を実施し、かつ原子力災害の発生又は拡大等を防止するために、FBRセンターが行う対策活動を統括する。 c. 敦賀本部長は、原子力防災管理者が原子力防災体制を発令した場合、指定行政機関及び指定地方行政機関並びに地方公共団体等と連携して、緊急事態応急対策等を実施する。 (3) 本部 a. <u>安全統括部長</u>は、別図 2-2-3 に定める機構対策本部の組織を整備する。 b. 機構対策本部の組織は、この計画に従い、本部における緊急事態応急対策活動を実施し、かつ原子力災害の発生又は拡大等を防止するために、FBRセンターが行う対策活動及び敦賀本部が行う活動を総理する。 c. 理事長は、原子力防災管理者が原子力防災体制を発令した場合、指定行政機関及び指定地方行政機関並びに地方公共団体等と連携して、緊急事態応急対策等を実施する。 3. 原子力防災管理者、副原子力防災管理者の職務 (1) 原子力防災管理者の職務は、次のとおりとする。 a. 原子力防災組織の統括 b. 原災法第 10 条第 1 項の規定による通報 c. 原災法第 25 条第 1 項の規定による応急措置 d. 第 2 章に規定する原子力災害事前対策の実施、第 3 章に規定する緊急事態応急対策の実施等及び第 4 章に規定する原子力災害中長期対策の実施（a. から c. までの職務を除く。） e. 第 5 章に規定する他原子力事業所等への協力 f. その他法令で原子力防災管理者の職務として定める事項 (2) この計画において原子力防災管理者の職務として記載している事項については、あらかじめ定めるところにより他の者に実施させ、その結果の確認をもって原子力防災管理者が実施したものとみなす。 (3) 副原子力防災管理者の代行順位は、別表 2-1-2 のとおりとし、原子力防災管理者を補佐する。また、原子力防災管理者によりあらかじめ指名された副原子力防災管理者は、原子力防災管理者が FBR センターにいないときは原子力防災組織を統括する。 (4) 副原子力防災管理者は、原子力防災管理者が欠けたときは、旅行又は疾病その他の事故のためその職務を行うことができないときは、別表 2-1-2 の順位に従って原子力防災管理者の職務を代行する。 (5) 原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任したときは、原子力防災管理者は、所定の手続きにより様式 2-1-3 を用いて、選任又は解任した日から 7 日以内に原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長及び関係周辺都道府県知事に届け出る。	a. 敦賀本部長は、別図 2-2-2 に定める敦賀対策本部を設置する。 b. 敦賀対策本部の組織は、この計画に従い、敦賀本部における緊急事態応急対策活動を実施し、かつ原子力災害の発生又は拡大等を防止するために、FBRセンターが行う対策活動を統括する。 c. 敦賀本部長は、原子力防災管理者が原子力防災体制を発令した場合、指定行政機関及び指定地方行政機関並びに地方公共団体等と連携して、緊急事態応急対策等を実施する。 (3) 本部 a. <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>は、別図 2-2-3 に定める機構対策本部の組織を整備する。 b. 機構対策本部の組織は、この計画に従い、本部における緊急事態応急対策活動を実施し、かつ原子力災害の発生又は拡大等を防止するために、FBRセンターが行う対策活動及び敦賀本部が行う活動を総理する。 c. 理事長は、原子力防災管理者が原子力防災体制を発令した場合、指定行政機関及び指定地方行政機関並びに地方公共団体等と連携して、緊急事態応急対策等を実施する。 3. 原子力防災管理者、副原子力防災管理者の職務 (1) 原子力防災管理者の職務は、次のとおりとする。 a. 原子力防災組織の統括 b. 原災法第 10 条第 1 項の規定による通報 c. 原災法第 25 条第 1 項の規定による応急措置 d. 第 2 章に規定する原子力災害事前対策の実施、第 3 章に規定する緊急事態応急対策の実施等及び第 4 章に規定する原子力災害中長期対策の実施（a. から c. までの職務を除く。） e. 第 5 章に規定する他原子力事業所等への協力 f. その他法令で原子力防災管理者の職務として定める事項 (2) この計画において原子力防災管理者の職務として記載している事項については、あらかじめ定めるところにより他の者に実施させ、その結果の確認をもって原子力防災管理者が実施したものとみなす。 (3) 副原子力防災管理者の代行順位は、別表 2-1-2 のとおりとし、原子力防災管理者を補佐する。また、原子力防災管理者によりあらかじめ指名された副原子力防災管理者は、原子力防災管理者が FBR センターにいないときは原子力防災組織を統括する。 (4) 副原子力防災管理者は、原子力防災管理者が欠けたときは、旅行又は疾病その他の事故のためその職務を行うことができないときは、別表 2-1-2 の順位に従って原子力防災管理者の職務を代行する。 (5) 原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任したときは、原子力防災管理者は、所定の手続きにより様式 2-1-3 を用いて、選任又は解任した日から 7 日以内に原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長及び関係周辺都道府県知事に届け出る。	機構組織改正に伴う修正

読み替え前（平成 25 年 12 月 19 日修正）	読み替え後（平成 26 年 4 月 16 日以降適用）	理 由
(6) 原子力防災管理者は、他の原子力事業所において原子力災害が発生した場合、その評価及び事象の原因究明結果を踏まえ、必要に応じ再発防止対策を講じることにより、原子力災害の未然防止に努める。 第 2 節 原子力防災組織の運営方法 1. 体制の発令及び解除の方法 (1) 警戒体制の発令 a. FBRセンター (a) 第 2 章第 1 節 1. (1) に基づく警戒体制の発令は、原子力防災管理者が行う。 (b) 原子力防災管理者は、警戒体制を発令した場合、敦賀本部長に報告するとともに、直ちに別図 2-1-1 の原子力防災組織による FBRセンター現地対策本部を設置し、自ら FBRセンター現地対策本部長として FBRセンター現地対策本部を統括管理する。 b. 敦賀本部 敦賀本部長は、原子力防災管理者から FBRセンターにおける警戒体制の発令を受けた場合、敦賀本部における警戒体制を発令し、<u>安全統括部長</u>に報告するとともに、別図 2-2-2 に定める敦賀対策本部を設置し、敦賀対策本部長として敦賀対策本部を統括管理する。 c. 本部 <u>安全統括部長</u>は、敦賀本部長から FBRセンターにおける警戒体制の発令を受けた場合、本部における警戒体制を発令し、直ちに理事長に報告するとともに別図 2-2-3 に示す機構対策本部を設置し、機構対策本部長として機構対策本部を統括管理する。 (2) 警戒体制の解除 a. FBRセンター FBRセンター現地対策本部長は、次の場合、警戒体制の解除について敦賀対策本部長に意見を具申し、同意を得た後、機構対策本部長の了承を得て、警戒体制を解除することができる。 (a) 発生した事象が終息し、原子力規制委員会原子力事故警戒本部が設置されている場合にあっては当該本部が廃止され、かつ、地方公共団体の警戒本部が廃止された後、設備等の復旧対策が終了して通常組織で対応可能と原子力防災管理者が判断した場合。 (b) 原子力規制委員会原子力事故警戒本部が設置されていない場合にあっては、発生した事象が終息し、設備等の復旧対策が終了して通常組織で対応可能と原子力防災管理者が判断した場合。 b. 敦賀本部 敦賀対策本部長は、FBRセンター現地対策本部長から警戒体制の解除について意見具申を受けた場合、同項 (2) a. (a) 又は (b) の条件に合致していることを確認した上で同意し、機構対策本部長が警戒体制解除を了承した後、敦賀本部における警戒体制を解除する。	(6) 原子力防災管理者は、他の原子力事業所において原子力災害が発生した場合、その評価及び事象の原因究明結果を踏まえ、必要に応じ再発防止対策を講じることにより、原子力災害の未然防止に努める。 第 2 節 原子力防災組織の運営方法 1. 体制の発令及び解除の方法 (1) 警戒体制の発令 a. FBRセンター (a) 第 2 章第 1 節 1. (1) に基づく警戒体制の発令は、原子力防災管理者が行う。 (b) 原子力防災管理者は、警戒体制を発令した場合、敦賀本部長に報告するとともに、直ちに別図 2-1-1 の原子力防災組織による FBRセンター現地対策本部を設置し、自ら FBRセンター現地対策本部長として FBRセンター現地対策本部を統括管理する。 b. 敦賀本部 敦賀本部長は、原子力防災管理者から FBRセンターにおける警戒体制の発令を受けた場合、敦賀本部における警戒体制を発令し、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>に報告するとともに、別図 2-2-2 に定める敦賀対策本部を設置し、敦賀対策本部長として敦賀対策本部を統括管理する。 c. 本部 <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>は、敦賀本部長から FBRセンターにおける警戒体制の発令を受けた場合、本部における警戒体制を発令し、直ちに理事長に報告するとともに別図 2-2-3 に示す機構対策本部を設置し、機構対策本部長として機構対策本部を統括管理する。 (2) 警戒体制の解除 a. FBRセンター FBRセンター現地対策本部長は、次の場合、警戒体制の解除について敦賀対策本部長に意見を具申し、同意を得た後、機構対策本部長の了承を得て、警戒体制を解除することができる。 (a) 発生した事象が終息し、原子力規制委員会原子力事故警戒本部が設置されている場合にあっては当該本部が廃止され、かつ、地方公共団体の警戒本部が廃止された後、設備等の復旧対策が終了して通常組織で対応可能と原子力防災管理者が判断した場合。 (b) 原子力規制委員会原子力事故警戒本部が設置されていない場合にあっては、発生した事象が終息し、設備等の復旧対策が終了して通常組織で対応可能と原子力防災管理者が判断した場合。 b. 敦賀本部 敦賀対策本部長は、FBRセンター現地対策本部長から警戒体制の解除について意見具申を受けた場合、同項 (2) a. (a) 又は (b) の条件に合致していることを確認した上で同意し、機構対策本部長が警戒体制解除を了承した後、敦賀本部における警戒体制を解除する。	機構組織改正に伴う修正 (以下、本頁において同じ。)

「高速増殖炉研究開発センター原子力事業者防災業務計画」読み替え表

No. 4

読み替え前（平成 25 年 12 月 19 日修正）	読み替え後（平成 26 年 4 月 16 日以降適用）	理 由
c. 本部 機構対策本部長は、FBRセンター現地対策本部長から警戒体制の解除について上申があった場合、同項（2）a.（a）又は（b）の条件に合致していることを確認した上で、通常組織で対応可能と判断した場合、警戒体制解除を了承し、本部における警戒体制を解除する。 （3）原子力防災体制の発令 a. FBRセンター （a）第2章第1節1.（2）に基づく原子力防災体制の発令は、原子力防災管理者が行う。 （b）原子力防災管理者は、原子力防災体制を発令した場合、直ちに別図2-1-1の原子力防災組織によるFBRセンター現地対策本部を設置し、自らFBRセンター現地対策本部長としてFBRセンター現地対策本部を統括管理する。 b. 敦賀本部 敦賀本部長は、原子力防災管理者からFBRセンターにおける原子力防災体制の発令を受けた場合、敦賀本部における原子力防災体制を発令し、<u>安全統括部長</u>に報告するとともに、別図2-2-2に定める敦賀対策本部を設置し、敦賀対策本部長として敦賀対策本部を統括管理する。 c. 本部 <u>安全統括部長</u>は、敦賀本部長からFBRセンターにおける原子力防災体制の発令を受けた場合、本部における原子力防災体制を発令し、直ちに理事長に報告する。報告を受けた理事長は、別図2-2-3に示す機構対策本部を設置し、機構対策本部長として機構対策本部を統括管理する。 （4）原子力防災体制の解除 a. FBRセンター FBRセンター現地対策本部長は、次の場合、原子力防災体制の解除について敦賀対策本部長に意見を具申し、同意を得た後、機構対策本部長の了承を得て、原子力防災体制を解除することができる。 （a）原子力緊急事態宣言が発出されていた場合にあっては、原子力緊急事態解除宣言が公示され、かつ、原災法第22条で設置された地方公共団体の災害対策本部が廃止された後、原子力災害中長期対策が終了して通常組織での対応が可能と判断した場合。 （b）原子力緊急事態宣言が発出されていない場合にあっては、発生事象の原因除去及び被害の拡大防止措置を講じ、原子力防災専門官の助言を受けて、第1章第4節（2）及び美浜町の意見も聴いた上で、事象が収束したと判断した場合。 b. 敦賀本部 敦賀対策本部長は、FBRセンター現地対策本部長から原子力防災体制の解除について意見具申を受けた場合、同項（4）a.（a）又は（b）の条件に合致していることを確認した上で同意し、機構対策本部長が原子力防災体制解除を了承した後、敦賀本部における原子力防災体制を解除する。	c. 本部 機構対策本部長は、FBRセンター現地対策本部長から警戒体制の解除について上申があった場合、同項（2）a.（a）又は（b）の条件に合致していることを確認した上で、通常組織で対応可能と判断した場合、警戒体制解除を了承し、本部における警戒体制を解除する。 （3）原子力防災体制の発令 a. FBRセンター （a）第2章第1節1.（2）に基づく原子力防災体制の発令は、原子力防災管理者が行う。 （b）原子力防災管理者は、原子力防災体制を発令した場合、直ちに別図2-1-1の原子力防災組織によるFBRセンター現地対策本部を設置し、自らFBRセンター現地対策本部長としてFBRセンター現地対策本部を統括管理する。 b. 敦賀本部 敦賀本部長は、原子力防災管理者からFBRセンターにおける原子力防災体制の発令を受けた場合、敦賀本部における原子力防災体制を発令し、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>に報告するとともに、別図2-2-2に定める敦賀対策本部を設置し、敦賀対策本部長として敦賀対策本部を統括管理する。 c. 本部 <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>は、敦賀本部長からFBRセンターにおける原子力防災体制の発令を受けた場合、本部における原子力防災体制を発令し、直ちに理事長に報告する。報告を受けた理事長は、別図2-2-3に示す機構対策本部を設置し、機構対策本部長として機構対策本部を統括管理する。 （4）原子力防災体制の解除 a. FBRセンター FBRセンター現地対策本部長は、次の場合、原子力防災体制の解除について敦賀対策本部長に意見を具申し、同意を得た後、機構対策本部長の了承を得て、原子力防災体制を解除することができる。 （a）原子力緊急事態宣言が発出されていた場合にあっては、原子力緊急事態解除宣言が公示され、かつ、原災法第22条で設置された地方公共団体の災害対策本部が廃止された後、原子力災害中長期対策が終了して通常組織での対応が可能と判断した場合。 （b）原子力緊急事態宣言が発出されていない場合にあっては、発生事象の原因除去及び被害の拡大防止措置を講じ、原子力防災専門官の助言を受けて、第1章第4節（2）及び美浜町の意見も聴いた上で、事象が収束したと判断した場合。 b. 敦賀本部 敦賀対策本部長は、FBRセンター現地対策本部長から原子力防災体制の解除について意見具申を受けた場合、同項（4）a.（a）又は（b）の条件に合致していることを確認した上で同意し、機構対策本部長が原子力防災体制解除を了承した後、敦賀本部における原子力防災体制を解除する。	機構組織改正に伴う修正 （以下、本頁において同じ。）

「高速増殖炉研究開発センター原子力事業者防災業務計画」読み替え表

No. 5

読み替え前（平成 25 年 12 月 19 日修正）	読み替え後（平成 26 年 4 月 16 日以降適用）	理 由
c. 本部 機構対策本部長は、FBRセンター現地対策本部長から原子力防災体制の解除について上申があった場合、同項（４）a.（a）又は（b）の条件に合致していることを確認した上で、通常組織で対応可能と判断した場合、原子力防災体制解除を了承し、本部における原子力防災体制を解除する。 2. 権限の行使 （１）FBRセンターの緊急事態応急対策等の活動に関する一切の業務は、原子力防災体制が発令された場合、FBRセンター現地対策本部の下で行う。 （２）FBRセンター現地対策本部長は、職制上の権限を行使して活発にこの計画に基づく緊急事態応急対策等の活動を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要のあるものについては、臨機の措置を講じることとする。なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続きをとるものとする。 （３）FBRセンター現地対策本部の要員は、FBRセンター現地対策本部長及び班長等の指揮の下で、自己の属する班の業務、自己の役割・任務等に基づき緊急事態応急対策等の活動に従事する。 3. 要員の非常招集の方法 （１）FBRセンター 原子力防災管理者は、FBRセンターにおける警戒体制発令時又は原子力防災体制発令時に、別図 2-1-1 に定める FBRセンター現地対策本部の要員を非常招集するため、別図 2-2-4 に定める招集連絡経路を整備する。なお、原子力防災管理者は、あらかじめ FBRセンター現地対策本部の要員の動員計画を策定し、これを原子力防災組織の構成員に周知する。 （２）教賀本部 安全品質推進部長は、FBRセンターにおける警戒体制発令時又は原子力防災体制発令時に、別図 2-2-2 に定める教賀対策本部の要員を非常招集するため、別図 2-2-4 に定める招集連絡経路を確保する。なお、安全品質推進部長は、あらかじめ教賀対策本部の要員の動員計画を策定し、これを教賀対策本部の構成員に周知する。 （３）本部 <u>安全統括部長</u>は、教賀本部から FBRセンターの警戒体制発令時又は原子力防災体制発令の連絡があった場合、別図 2-2-3 に定める機構対策本部の要員を非常招集するため、別図 2-2-4 に定める招集連絡経路を整備する。なお、<u>安全統括部長</u>は、あらかじめ機構対策本部の要員の動員計画を策定し、これを機構対策本部の構成員に周知する。 4. 通報連絡先の一覧表の整備 原子力防災管理者は、教賀本部長の協力を得て、通報連絡に万全を期すため次の通報連絡先の一覧表を整備しておく。 （１）別図 2-2-5 に定める警戒事象に基づく通報時の連絡	c. 本部 機構対策本部長は、FBRセンター現地対策本部長から原子力防災体制の解除について上申があった場合、同項（４）a.（a）又は（b）の条件に合致していることを確認した上で、通常組織で対応可能と判断した場合、原子力防災体制解除を了承し、本部における原子力防災体制を解除する。 2. 権限の行使 （１）FBRセンターの緊急事態応急対策等の活動に関する一切の業務は、原子力防災体制が発令された場合、FBRセンター現地対策本部の下で行う。 （２）FBRセンター現地対策本部長は、職制上の権限を行使して活発にこの計画に基づく緊急事態応急対策等の活動を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要のあるものについては、臨機の措置を講じることとする。なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続きをとるものとする。 （３）FBRセンター現地対策本部の要員は、FBRセンター現地対策本部長及び班長等の指揮の下で、自己の属する班の業務、自己の役割・任務等に基づき緊急事態応急対策等の活動に従事する。 3. 要員の非常招集の方法 （１）FBRセンター 原子力防災管理者は、FBRセンターにおける警戒体制発令時又は原子力防災体制発令時に、別図 2-1-1 に定める FBRセンター現地対策本部の要員を非常招集するため、別図 2-2-4 に定める招集連絡経路を整備する。なお、原子力防災管理者は、あらかじめ FBRセンター現地対策本部の要員の動員計画を策定し、これを原子力防災組織の構成員に周知する。 （２）教賀本部 安全品質推進部長は、FBRセンターにおける警戒体制発令時又は原子力防災体制発令時に、別図 2-2-2 に定める教賀対策本部の要員を非常招集するため、別図 2-2-4 に定める招集連絡経路を確保する。なお、安全品質推進部長は、あらかじめ教賀対策本部の要員の動員計画を策定し、これを教賀対策本部の構成員に周知する。 （３）本部 <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>は、教賀本部から FBRセンターの警戒体制発令時又は原子力防災体制発令の連絡があった場合、別図 2-2-3 に定める機構対策本部の要員を非常招集するため、別図 2-2-4 に定める招集連絡経路を整備する。なお、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>は、あらかじめ機構対策本部の要員の動員計画を策定し、これを機構対策本部の構成員に周知する。 4. 通報連絡先の一覧表の整備 原子力防災管理者は、教賀本部長の協力を得て、通報連絡に万全を期すため次の通報連絡先の一覧表を整備しておく。連絡先の一覧表を整備しておく。 （１）別図 2-2-5 に定める警戒事象に基づく通報時の連絡	機構組織改正に伴う修正（以下、本頁において同じ。）

読み替え前（平成 25 年 12 月 19 日修正）	読み替え後（平成 26 年 4 月 16 日以降適用）	理 由
(2) 別図 2-2-6 に定める警戒体制及び原子力防災体制発令時の連絡 (3) 別図 2-2-7 に定める FBR センター現地対策本部が設置された後の連絡 (4) 別図 2-2-8 及び別図 2-2-9 に定める原災法第 10 条第 1 項に基づく通報連絡 (以下、第 5 節まで略) 第 6 節 原子力防災教育の実施 1. FBR センターにおける原子力防災教育 原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員に対し、原子力災害に関する知識及び技能を習得し原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次の項目について、別表 2-6-10 に定める原子力防災教育を行う。また、原子力防災教育を実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。 (1) 原子力防災体制及び組織に関する知識 (2) FBR センター及び放射性物質の運搬容器等の施設又は設備に関する知識 (3) 放射線防護に関する知識 (4) 放射線及び放射性物質の測定機器並びに測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識 (5) シビアアクシデントに関する知識 2. 敦賀本部における原子力防災教育 安全品質推進部長は、敦賀対策本部の構成員に対し、原子力災害に関する知識及び技能を習得し原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、別表 2-6-11 に定める原子力防災教育を行う。また、教育の実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。 3. 本部における原子力防災教育 <u>安全統括部長</u>は、機構対策本部の構成員に対し、原子力災害に関する知識を習得し原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、別表 2-6-12 に定める原子力防災教育を行う。また、教育の実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。 (以下、別図 2-2-5 まで略)	(2) 別図 2-2-6 に定める警戒体制及び原子力防災体制発令時の連絡 (3) 別図 2-2-7 に定める FBR センター現地対策本部が設置された後の連絡 (4) 別図 2-2-8 及び別図 2-2-9 に定める原災法第 10 条第 1 項に基づく通報連絡 (以下、第 5 節まで略) 第 6 節 原子力防災教育の実施 1. FBR センターにおける原子力防災教育 原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員に対し、原子力災害に関する知識及び技能を習得し原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次の項目について、別表 2-6-10 に定める原子力防災教育を行う。また、原子力防災教育を実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。 (1) 原子力防災体制及び組織に関する知識 (2) FBR センター及び放射性物質の運搬容器等の施設又は設備に関する知識 (3) 放射線防護に関する知識 (4) 放射線及び放射性物質の測定機器並びに測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識 (5) シビアアクシデントに関する知識 2. 敦賀本部における原子力防災教育 安全品質推進部長は、敦賀対策本部の構成員に対し、原子力災害に関する知識及び技能を習得し原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、別表 2-6-11 に定める原子力防災教育を行う。また、教育の実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。 3. 本部における原子力防災教育 <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>は、機構対策本部の構成員に対し、原子力災害に関する知識を習得し原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、別表 2-6-12 に定める原子力防災教育を行う。また、教育の実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。 (以下、別図 2-2-5 まで略)	機構組織改正に伴う修正

「高速増殖炉研究開発センター原子力事業者防災業務計画」読み替え表

No. 7

読み替え前（平成 25 年 12 月 19 日修正）	読み替え後（平成 26 年 4 月 16 日以降適用）	理 由
別図 2-2-6 警戒体制及び原子力防災体制発令時の連絡経路 (必要に応じて) 理事長 報告 安全統括部長 非常招集 機構対策本部要員 報告 敦賀本部長 非常招集 敦賀対策本部要員 報告 原子力防災管理者 非常招集 FBRセンター 現地対策本部要員 連絡 原子力規制委員会 福井県 敦賀市 関係周辺市町村 関係周辺都道府県 その他関係機関 -43- (以下、全て略)	別図 2-2-6 警戒体制及び原子力防災体制発令時の連絡経路 (必要に応じて) 理事長 報告 安全・核セキュリティ 統括部長 非常招集 機構対策本部要員 報告 敦賀本部長 非常招集 敦賀対策本部要員 報告 原子力防災管理者 非常招集 FBRセンター 現地対策本部要員 連絡 原子力規制委員会 福井県 敦賀市 関係周辺市町村 関係周辺都道府県 その他関係機関 -43- (以下、全て略)	機構組織改正に伴う修正